

防災基本計画修正のポイント

修正の方針

- 中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」最終報告（9/28 公表）を踏まえ、提言内容の具体化を行う。
- 今後も、大震災を踏まえた各種見直しの反映を含め、継続的に修正を行う。

主な内容

1. 「津波災害対策編」の新設 → (別紙) 参照
2. 東日本大震災を踏まえた地震・津波対策の抜本的強化
 - ①あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波想定の実施
 - ②二つのレベルの想定とそれぞれの対策
 - ・最大クラスの津波に対する住民避難を軸とした総合的な対策
 - ・比較的頻度の高い津波に対する海岸保全施設等の整備
 - ③津波に強いまちづくり
 - ・浸水危険性の低い地域を居住地域とする土地利用、避難場所・避難ビル等の計画的整備 等
(津波到達時間が短い地域ではおおむね 5 分程度で避難が可能となるまちづくりを目指す)
 - ④国民への防災知識の普及
 - ・強い揺れを感じた場合等迷うことなく迅速かつ自主的に避難することなどの知識の普及
 - ・防災教育の実施、津波に関する教育プログラムの開発
 - ・津波ハザードマップの整備及び住民への周知 等
 - ⑤地震・津波に関する研究及び観測体制の充実
 - ⑥津波警報等の伝達及び避難体制確保
 - ・受け手の立場に立った津波警報等の発表
 - ・携帯電話等多様な手段による確実な伝達
 - ・具体的かつ実践的な避難計画の策定、避難支援の行動ルール化 等
 - ⑦地震の揺れによる被害の軽減策
 - ・浅部地盤データの収集・データベース化等の液状化対策、天井等の落下物対策 等
3. 最近の災害等を踏まえた防災対策の見直しの反映

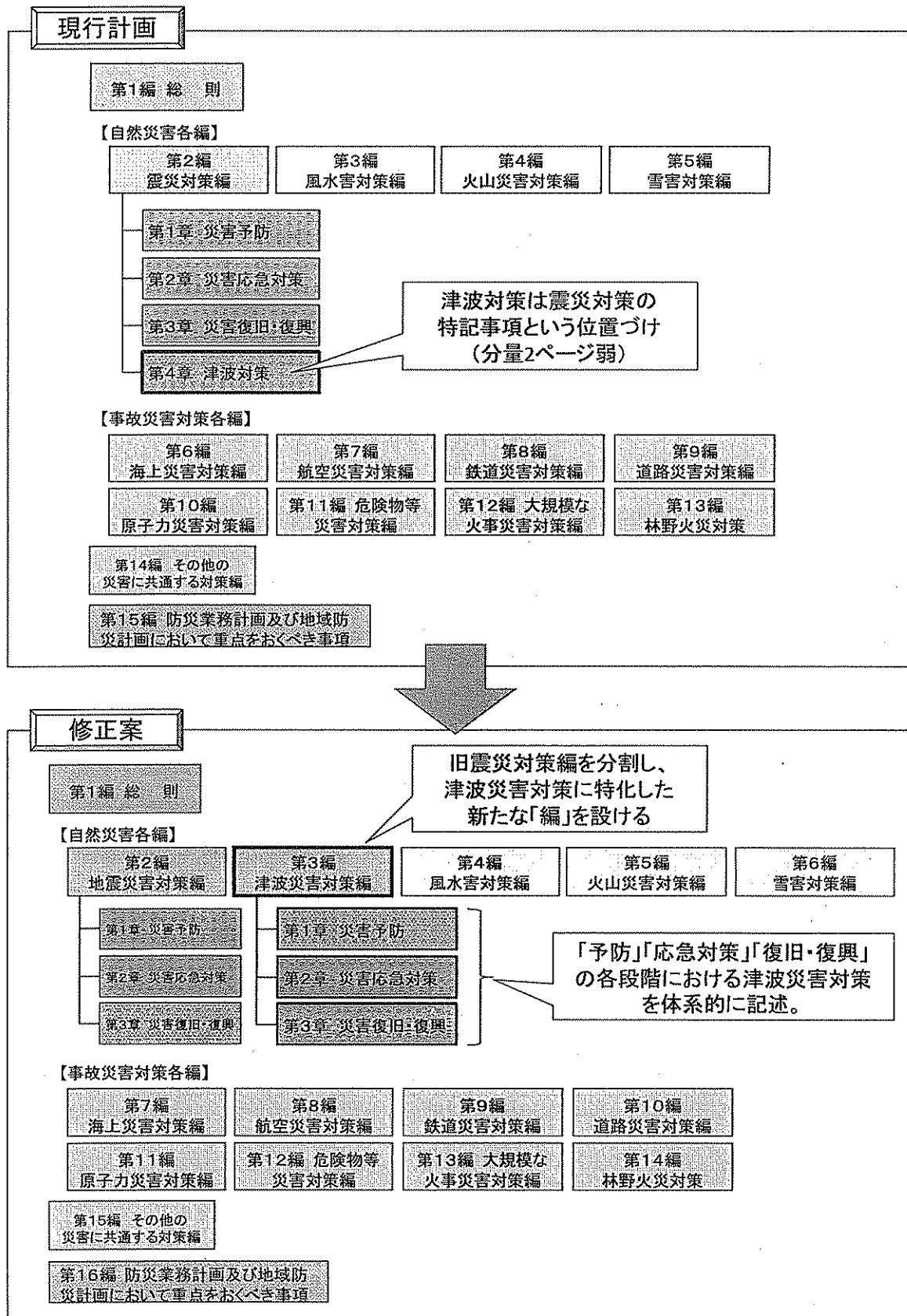
(例)

 - ・避難所等における生活環境改善や女性ニーズへの配慮
 - ・洪水等の警報、避難勧告等に係る伝達文の工夫
 - ・避難勧告等に資する土砂災害緊急情報の市町村への提供
 - ・実践的な避難計画の策定等、噴火時等の火山災害対策 等

検討経緯

- 9月 28 日 東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告
 11月 28 日 防災対策推進検討会議（第2回）における審議

防災基本計画における「津波災害対策編」の新設について



防災基本計画 第3編（新設）「津波災害対策編」
要旨

第1章 災害予防.....	2
第1節 想定される津波の適切な設定と対策の基本的考え方	2
第2節 津波に強い国づくり，まちづくり	2
第3節 国民の防災活動の促進	3
第4節 津波災害及び津波防災に関する研究及び観測等の推進	3
第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え	4
第2章 災害応急対策.....	6
第1節 災害発生直前の対策.....	6
第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立.....	6
第3節 救助・救急，医療及び消火活動.....	7
第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	7
第5節 避難収容及び情報提供活動.....	8
第6節 物資の調達，供給活動	9
第7節 保健衛生，防疫，遺体の処理等に関する活動	9
第8節 社会秩序の維持，物価の安定等に関する活動	9
第9節 応急復旧及び二次災害の防止活動	9
第10節 自発的支援の受入れ.....	9
第3章 災害復旧・復興	10
第1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定	10
第2節 迅速な原状復旧の進め方	10
第3節 計画的復興の進め方	10
第4節 被災者等の生活再建等の支援	10
第5節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援	10

第1章 災害予防

第1節 想定される津波の適切な設定と対策の基本的考え方

- あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定して津波対策を推進
- 古文書、津波堆積物調査等によりできるだけ過去に遡って津波発生を調査
- 地震対策大綱、地震防災戦略の策定等にあたっての津波被害の考慮

第2節 津波に強い国づくり、まちづくり

1 総合的な津波災害対策のための基本的な考え方

- 二つのレベルの津波の想定とその対策
 - ・最大クラスの津波に対しては、住民等の避難を軸とした総合的な対策の構築
 - ・比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、海岸保全施設等の整備
- 2 津波に強い国づくり
 - 海溝型巨大地震に対する国土全体のグランドデザインの観点からの検討
 - 海岸保全施設等の整備の基本的考え方
 - ・設計対象の津波高を超えた場合でも粘り強く効果を發揮できる技術の開発
 - ・海岸保全施設等や内陸での浸水を防止する機能を持つ道路盛土等の活用

3 津波に強いまちづくり

- 津波に強いまちの形成
 - ・徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくり（津波到達時間が短い地域では、おおむね5分程度で避難が可能となるようなまちづくりを目指す）
 - ・浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・避難ビル、避難路・避難階段などの計画的整備等により、津波に強いまちを形成
 - ・地方公共団体において、都市計画等との連携を図るため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画等
 - ・行政関連施設、災害時要援護者施設等の浸水危険性の低い場所への整備、やむを得ず浸水地域に立地する場合の建物耐浪化や非常用発電機の設置場所の工夫等による防災拠点化
- 避難関連施設の整備
 - ・浸水の危険性が低く、避難後も孤立しない場所への避難場所の整備
 - ・津波による危険が予想される地域における津波避難ビル等の確保
 - ・避難路・避難階段の整備、安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫

○建築物の安全化

- ライフライン施設等の機能の確保
- 危険物施設等の安全確保
- 災害応急対策等への備え

第3節 国民の防災活動の促進

- 1 防災思想の普及、徹底
 - 自らの身の安全は自ら守るのが防災の基本との自主防災思想の普及、徹底
 - 2 防災知識の普及、訓練
 - 防災知識の普及
 - ・津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえた津波警報等や避難指示等の意味・内容の説明などの啓発活動
 - ・津波に関する知識の普及啓発（強い揺れや長い揺れを感じた場合には迷うことなく迅速かつ自主的に避難すること、徒歩避難原則、津波の危険は数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性、津波地震や遠地地震の発生可能性、3日分の食料等の備蓄など家庭での予防・安全策等）
 - ・津波に関する防災教育の実施、総合的な教育プログラムの開発、リスクコミュニケーション
 - ・津波ハザードマップの整備及び住民等への周知、土地取引等における活用
 - ・浸水域、避難場所等の位置をまちの至るところに示すなどの取組
 - 防災訓練の実施、指導
 - ・最大クラスの津波やその到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練の実施
 - 防災知識の普及、訓練における災害時要援護者等への配慮
- 3 国民の防災活動の環境整備
 - 消防団、自主防災組織、自主防犯組織の育成強化
 - ・防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境整備 等
 - 防災ボランティア活動の環境整備
 - 企業防災の促進（企業による事業継続計画の策定・運用努力 等）
 - 4 災害教訓の伝承
 - 過去の大災害の教訓や災害文化を後世へ伝承するための資料収集・整理、一般への閲覧 等

第4節 津波災害及び津波防災に関する研究及び観測等の推進

- 津波及び津波防災に関する研究の推進
 - ・津波の発生機構の解明、津波の規模等に関する予測精度の向上、津波被害の予測手法の開発・改善等の調査研究の推進 等

○予測、観測の充実・強化等

- ・GPS波浪計等海域での観測の充実 等

○統合的研究の推進（社会学、地質学、考古学、歴史学等も含めた研究）

○防災対策研究の国際的な情報発信

第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

1 災害発生直前対策関係

○津波警報等の発表・伝達のための体制確保

- ・気象庁による、受け手の住民等が適切な行動を取ることができるような津波警報等の発表
- ・市町村による、津波警報等の内容に応じた避難指示等の発令基準の策定
- ・防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALE R T）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化・多様化
- ・津波地震や遠地地震に関する津波警報等や避難指示等の発表・発令・伝達体制の整備

○住民等の避難誘導体制

- ・シミュレーション、訓練等を通じた具体的かつ実践的な津波避難計画の策定
- ・徒步避難原則の周知、やむを得ず自動車で避難せざるを得ない場合の市町村による方策の検討
- ・消防職員、水防団員、警察官、市町村職員等の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルール化
- ・災害時要援護者に関する情報の把握・共有及び上記行動ルールを踏まえた災害時要援護者の避難誘導体制の整備

2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係

○情報の収集・連絡体制の整備

- ・情報伝達ルートの多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化

○情報の分析整理

○通信手段の確保

- ・情報通信施設の停電対策、危険分散、通信路の多ルート化、携帯電話等移動通信系の活用体制整備、ヘリテレシステム等画像伝送無線システムの構築

○職員の体制

- ・防災担当職員の確保、収集基準の明確化、応急活動のためのマニュアルの作成と訓練の実施

○防災関係機関相互の連携体制

- ・地方公共団体による、遠隔地の地方公共団体を含めた相互応援協定の締結、
広域緊急援助隊、消防相互応援体制、緊急消防援助隊、医療活動相互応援体制、災害派遣医療チーム（D M A T）、緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）
- 都道府県等と自衛隊との連携体制（共同訓練の実施、要請手順の設定 等）
- 公的機関等の業務継続性の確保
- 防災中枢機能等の確保、充実
 - ・国、公共機関、地方公共団体及び災害拠点病院等による自家発電設備等の整備、十分な燃料の備蓄
- 3 救助・救急、医療及び消火活動関係
 - 救助・救急活動関係（地方公共団体による救急救助用資機材の整備 等）
 - 医療活動関係（医療情報システムの整備、災害拠点病院の選定 等）
 - 消火活動関係（消防水利の多様化 等）
- 4 緊急輸送活動関係
 - 輸送施設・輸送拠点の把握と緊急輸送ネットワークの形成、地方公共団体による臨時ヘリポート候補地の指定 等
- 5 避難収容及び情報提供活動関係
 - 避難場所
 - ・地方公共団体による、できるだけ津波による浸水の危険性の低い場所への必要な数・規模の避難場所の指定、住民への周知徹底
 - ・地方公共団体による、貯水槽、仮設トイレ、非常用電源、衛星携帯電話等の避難場所に必要な施設・設備の整備、避難場所又はその近傍における地域完結型の備蓄施設の確保と食料、水等の物資の備蓄
 - 応急仮設住宅等
 - ・応急仮設住宅の建設に要する資機材の調達・供給体制の整備、建設可能な用地の把握、利用可能な公営住宅等の把握 等
 - 帰宅困難者対策
 - ・首都圏等の大都市圏における大量の帰宅困難者の発生に備え、基本原則や安否確認手段についての広報、企業における物資備蓄の促進等
 - 被災者等への的確な情報伝達活動
 - ・災害時要援護者、帰宅困難者等に対する確実な情報伝達体制の整備
 - ・居住地以外の市町村に避難した被災者への情報等の提供体制の整備
- 6 物資の調達、供給活動関係
 - 必要物資の備蓄・調達・輸送体制の整備、国による調達可能量の調査

- 発災直後から一定期間は要請を待たず物資を調達・輸送する仕組みの構築
- 7 応急復旧及び二次災害の防止活動関係
 - ライフライン施設の復旧に関する事業者間の広域応援体制の整備 等
 - 二次災害の防止を図るための資機材の備蓄、計画策定 等
- 8 海外等からの支援の受入れ活動関係
 - 受入れ可能性のある分野についての対応方針の策定 等
- 9 防災関係機関の防災訓練の実施
 - 国における防災訓練の実施
 - ・地方公共団体等との連携の下での大規模災害を想定した防災訓練の実施 等
 - 地方における防災訓練の実施
 - ・自衛隊、地域住民等とも連携した訓練の実施 等
 - 実践的な訓練の実施と事後評価
- 10 災害復旧・復興への備え
 - 災害廃棄物の発生への対応（建築物の耐浪化、広域処理体制の確立 等）
 - 各種データの整備保全（戸籍等のバックアップ体制の整備 等）
 - 復興対策の研究（災害復興対策に関する研究 等）
 - 地震保険制度の充実

第2章 災害応急対策

第1節 災害発生直前の対策

1. 津波警報等の伝達
 - 気象庁による津波警報等の発表及び地方公共団体による速やかかつ的確な避難指示等
 - 防災行政行政無線、J－A L E R T、テレビ、ラジオ、携帯電話、ワンセグ等のあらゆる手段の活用による警報等の伝達
- 2 住民等の避難誘導
 - 予想津波到達時間も考慮した水門・陸閘の閉鎖や災害時要援護者の避難支援

第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立

- 1 災害情報の収集・連絡
 - 津波に関する情報の連絡
 - 被害規模の早期把握のための活動
 - 被害の第1次情報及び一般被害情報等の収集・連絡
 - 応急対策活動情報の連絡
- 2 通信手段の確保

- 3 地方公共団体の活動体制
- 4 広域的な応援体制
 - 国、地方公共団体等の連携による迅速な体制構築
 - 国、都道府県等の職員の派遣の要請及びあっせん
 - 国・地方公共団体間の職員派遣、広域応援協定等に基づく応援
- 5 国における活動体制
 - 内閣官房、指定行政機関、公共機関の活動体制
 - 災害対策関係省庁連絡会議の開催、緊急参集チームの参集等
 - 非常災害対策本部又は緊急災害対策本部の設置と活動体制等
 - 非常災害対策本部等の調査団等の派遣、現地対策本部の設置等
 - 自衛隊の災害派遣

第3節 救助・救急、医療及び消火活動

- 1 救助・救急活動
 - 住民及び自主防災組織の役割
 - 被災地方公共団体による救助・救急活動
 - 被災地以外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動
 - 資機材等の調達等
- 2 医療活動
 - 被災地域内の医療機関による医療活動
 - 被災地域外からの災害派遣医療チーム（DMA T）等の派遣
 - 被災地域外での医療活動
- 3 消火活動
 - 地方公共団体等による消火活動
 - 被災地域外の地方公共団体による応援
- 4 慘事ストレス対策
 - 救助・救急等にあたる職員等の惨事ストレス対策の実施

第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

- 1 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針
- 2 交通の確保
 - 非常災害対策本部等による調整等
 - 道路交通規制等
 - 道路啓開、航路啓開等
 - 港湾、漁港、空港、鉄道等の応急復旧等、海上交通の整理等

- 3 緊急輸送
- 4 緊急輸送のための燃料の確保
 - 緊急輸送関係機関及び資源エネルギー庁による燃料の調達・供給体制の整備 等

第5節 避難収容及び情報提供活動

- 1 避難場所
 - 避難場所の開設
 - ・地方公共団体による避難場所の開設及び周知, 民間賃貸住宅等の借り上げ
 - ・ライフライン停止, 道路途絶による孤立が続く場合は設置・維持の適否検討
 - 避難場所の運営管理
 - ・避難場所の適切な管理運営, 避難場所以外への避難者の情報把握
 - ・避難場所の生活環境の確保 (食事供与, トイレ設置, 避難の長期化等必要に応じた, プライバシー, 入浴, 洗濯, 医師や看護師等による巡回, 暑さ・寒さ対策, ごみ処理等)
 - ・避難場所における女性の参画, 女性専用物干し場の設置, 女性用品の女性による配布など女性ニーズへの配慮
- 2 応急仮設住宅等
 - 被災都道府県の応急仮設住宅の提供
 - 応急仮設住宅に必要な資機材の調達
 - 応急仮設住宅の運営管理
 - ・入居者によるコミュニティ形成及び運営, 女性等の生活者の意見反映 等
 - 3 広域的避難収容
 - ・災害の規模, 被災者の避難・収容状況, 避難の長期化等にかんがみ, 被災地方公共団体の区域外への広域的な避難収容が必要な場合, 非常災害対策本部等を通じて関係省庁への支援を要請
 - 4 災害時要援護者への配慮
 - ・避難誘導, 避難場所での生活環境, 応急仮設住宅の収容に当たっての高齢者, 障害者, 乳幼児, 妊産婦等災害時要援護者への配慮
 - 5 帰宅困難者対策
 - ・「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等による一斉帰宅の抑制, 滞在場所の確保
 - 6 被災者等への的確な情報伝達活動
 - 被災者への情報伝達活動
 - ・被災者生活支援に関する情報等の正確かつきめ細かな情報の提供, 情報入手手段の限られる避難場所の被災者に対する適切な情報提供 等

- 国民への的確な情報の伝達（被害、安否情報、交通施設の復旧状況 等）
- 住民等からの問い合わせに対する対応

第6節 物資の調達、供給活動

- 夏季、冬季等時宜を得た物資の調達への留意、孤立状態の解消
- 非常災害対策本部等による調整等
- 地方公共団体による物資の調達、供給
- 物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、資源エネルギー庁）による活動

第7節 保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動

1 保健衛生

- 避難場所における被災者の健康状態の把握、救護所等の設置や心のケア対策、特に高齢者、障害者、子ども等災害時要援護者の健康状態への配慮

2 防疫活動

- 津波汚泥の堆積や水産加工施設から発生する廃棄物等への対策

3 遺体の処理等

第8節 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動

1 社会秩序の維持

- 被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締り、サイバー攻撃等への対策

2 物価の安定、物資の安定供給

第9節 応急復旧及び二次災害の防止活動

1 施設、設備等の応急復旧

- 施設、設備の応急復旧活動（T E C - F O R C E の派遣 等）

- ライフライン施設に関する非常災害対策本部等の関与

- ・ライフライン事業者への応急対策活動の依頼 等

- 住宅の応急復旧活動

2 二次災害の防止活動

- ・水害、高潮、爆発等による二次災害対策

第10節 自発的支援の受入れ

1 ボランティアの受入れ

2 国民等からの義援物資、義援金の受入れ

- 義援物資の受入れ

- 義援金の受入れ（地方公共団体による配分委員会の組織、迅速な配分）

- 3 海外等からの支援の受入れ（非常災害対策本部等による被災地方公共団体及び関係省庁の状況等を勘案した支援の受入れ検討 等）

第3章 災害復旧・復興

第1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定

第2節 迅速な原状復旧の進め方

- 1 被災施設の復旧等
- 2 災害廃棄物の処理
 - ・広域処分など、大量に発生する災害廃棄物の迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない処分方法の検討 等

第3節 計画的復興の進め方

- 1 復興計画の作成
 - ・地方公共団体における復興計画作成・遂行のための体制整備、必要に応じて国による復興組織体制の整備及び被災地方公共団体の支援 等
- 2 防災まちづくり
 - ・地方公共団体による、津波による被害を受けた被災地における高台移転も含めた総合的な市街地の再整備、土地利用・建築制限 等
 - ・防災まちづくりにあたっての、浸水の危険性の低い地域を居住地とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所等の計画的整備など、基本的な目標の設定
 - ・復興計画の作成に際しての、地域のコミュニティの維持・回復や再構築への配慮

第4節 被災者等の生活再建等の支援

- ・被災者等の生活再建に向けた、住まいの確保、生活資金等の支給に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたるきめ細かな支援の実施
- ・市町村による速やかな被害認定、り災証明の交付
- ・災害弔慰金等の支給、災害援護資金等の貸付、被災者生活再建支援金の支給
- ・居住地以外の市町村への避難者に対する必要な情報等の提供

第5節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援

- ・被災中小企業の支援、農地の塩害対策、漁場及び水産業の一体的復旧

(以上)